

京都府立綾部高等学校 P T A 規約 新旧対照表

旧	新
京都府立綾部高等学校 P T A 規約	京都府立綾部高等学校 P T A 規約
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(名称)</p> <p>第 1 条 本会は、京都府立綾部高等学校（以下「綾部高校」という。） P T A と称する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第 2 条 本会の事務所は、綾部高校内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第 3 条 本会は、生徒の心身の健やかな成長を願い、保護者と教職員が協力して家庭・学校及び地域の教育環境を改善し、教育の振興を図るとともに会員相互の教養を高めることを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 生徒の教育を向上させるための事業</p> <p>(2) 学校及び地域の教育環境を改善するための事業</p> <p>(3) 会員の教養及び親睦を深めるための事業</p> <p>(4) その他、本会の目的達成に必要な事業</p> <p>(性格)</p> <p>第 5 条 本会は、教育の振興を目的とする社会教育団体であり、政治・宗教及びその他いかなる団体の干渉を受けない。</p> <p>(会員)</p> <p>第 6 条 本会は、綾部高校全日制に在学する生徒の保護者及び教職員をもって構成する。</p> <p>第 2 章 組織及び会議</p> <p>(役員)</p> <p>第 7 条 本会に次の役員を置く。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(名称)</p> <p>第 1 条 本会は、京都府立綾部高等学校（以下「綾部高校」という。） P T A と称する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第 2 条 本会の事務所は、綾部高校内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第 3 条 本会は、生徒の心身の健やかな成長を願い、保護者と教職員が協力して家庭・学校及び地域の教育環境を改善し、教育の振興を図るとともに会員相互の教養を高めることを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 生徒の教育を向上させるための事業</p> <p>(2) 学校及び地域の教育環境を改善するための事業</p> <p>(3) 会員の教養及び親睦を深めるための事業</p> <p>(4) その他、本会の目的達成に必要な事業</p> <p>(性格)</p> <p>第 5 条 本会は、教育の振興を目的とする社会教育団体であり、政治・宗教及びその他いかなる団体の干渉を受けない。</p> <p>(会員)</p> <p>第 6 条 本会は、綾部高校全日制に在学する生徒の保護者及び教職員をもって構成する。</p> <p>第 2 章 組織及び会議</p> <p>(役員)</p> <p>第 7 条 本会に次の役員を置く。</p>

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 庶務 若干名
- (5) 顧問 校長・副校長・事務長
- (6) 会計監査 3名
- (7) 企画委員 各専門委員会の正副委員長
- (8) 学級委員 各クラス2名

2 前項(1)から(4)をもって本部役員とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会務全般を統括するとともに、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序によりその職務を代行する。

3 会計は、本会の財務の執行に当たる。

4 庶務は、会長・副会長の補佐をする。

5 顧問は、総会及び企画委員会等の会議に出席して意見を述べることができる。

6 会計監査は、会計を監査し、総会において監査状況を報告する。

7 企画委員は、本会の運営及び目的達成のため、各種の計画を立案する。

8 学級委員は学年委員会又は専門委員会(指導委員会、人権委員会、保健委員会、広報委員会)を分担し事業の執行に当たる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までとし、再選を妨げない。

(役員の選出)

第10条 会長、副会長、会計、庶務、会計監査の選出は、立候補または推薦とする。

(会議)

第11条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 本部役員会
- (3) 合同役員会
- (4) 企画委員会
- (5) 専門委員会(指導、人権、保健、広報)

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 庶務 若干名
- (5) 顧問 校長・副校長・事務長
- (6) 会計監査 3名
- (7) 企画委員 各専門委員会の正副委員長
- (8) 学級委員 各クラス2名

2 前項(1)から(4)をもって本部役員とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会務全般を統括するとともに、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序によりその職務を代行する。

3 会計は、本会の財務の執行に当たる。

4 庶務は、会長・副会長の補佐をする。

5 顧問は、総会及び企画委員会等の会議に出席して意見を述べることができる。

6 会計監査は、会計を監査し、総会において監査状況を報告する。

7 企画委員は、本会の運営及び目的達成のため、各種の計画を立案する。

8 学級委員は学年委員会又は専門委員会(指導委員会、文化教養委員会、保健委員会、広報委員会)を分担し事業の執行に当たる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までとし、再選を妨げない。

(役員の選出)

第10条 会長、副会長、会計、庶務、会計監査の選出は、立候補または推薦とする。

(会議)

第11条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 本部役員会
- (3) 合同役員会
- (4) 企画委員会
- (5) 専門委員会(指導、文化教養、保健、広報)

(6) 学年委員会 (1年・2年・3年)

(7) 役員選考委員会

2 会議は、構成員の3分の1以上の出席(委任状を含む。)をもって成立する。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第12条 総会は、会員をもって構成し、会長が召集する。

2 総会は、本会の最高議決機関として年1回以上開催し、予算、決算、会費、活動方針、その他本会の重要事項を議決する。

3 議長は、役員外の会員から選出する。

(臨時総会)

第13条 企画委員会が必要と認めたとき又は会員の20分の1以上の請求があったときは臨時総会を開くことができる。

2 臨時総会の開催にあたっては、3日前までに議案を会員に通知しなければならない。

(本部役員会)

第14条 本部役員会は、会長、副会長、庶務、会計、顧問で構成する。

(合同役員会)

第15条 合同役員会は、全役員をもって構成し、緊急事態が生じた場合には、総会に代わって緊急事項を議決することができる。

ただし、議決事項については、会員に報告しなければならない。

(企画委員会)

第16条 企画委員会は、会長、副会長、庶務、会計、顧問、企画委員をもって構成し、本会の運営及び目的達成のため、総会に付議する事項及び計画の立案を行う。

(学年委員会)

第17条 各クラスより2名の学級委員を選出し、各学年の正副委員長9名を選出する。

2 各学年の正副委員長9名を除いた委員で各専門委員会の委員長1名、副委員長2名計12名を選出し、各事業の執行に当たる。

3 各専門委員会の正副委員長12名が企画委員となる。

(6) 学年委員会 (1年、2年、3年)

(7) 役員選考委員会

2 会議は、構成員の3分の1以上の出席(委任状を含む。)をもって成立する。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第12条 総会は、会員をもって構成し、会長が召集する。

2 総会は、本会の最高議決機関として年1回以上開催し、予算、決算、会費、活動方針、その他本会の重要事項を議決する。

3 議長は、役員外の会員から選出する。

(臨時総会)

第13条 企画委員会が必要と認めたとき又は会員の20分の1以上の請求があったときは臨時総会を開くことができる。

2 臨時総会の開催にあたっては、3日前までに議案を会員に通知しなければならない。

(本部役員会)

第14条 本部役員会は、会長、副会長、庶務、会計、顧問で構成する。

(合同役員会)

第15条 合同役員会は、全役員をもって構成し、緊急事態が生じた場合には、総会に代わって緊急事項を議決することができる。

ただし、議決事項については、会員に報告しなければならない。

(企画委員会)

第16条 企画委員会は、会長、副会長、庶務、会計、顧問、企画委員をもって構成し、本会の運営及び目的達成のため、総会に付議する事項及び計画の立案を行う。

(学年委員会)

第17条 各クラスより2名の学級委員を選出し、各学年の正副委員長9名を選出する。

2 各学年の正副委員長9名を除いた委員で各専門委員会の委員長1名、副委員長2名計12名を選出し、各事業の執行に当たる。

3 各専門委員会の正副委員長12名が企画委員となる。

(専門委員会)

第18条 専門委員会には指導委員会、人権委員会、保健委員会、広報委員会を置き、学級委員が分担して事業の執行に当たる。

(役員選考委員会)

第19条 役員選考委員会は、本部役員及び学年委員会をもって構成し、次年度本部役員及び会計監査の選出に当たる。

第3章 会 計

(経費)

第20条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は第1学期と第2学期に分けて徴収する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約改正)

第22条 この規約の改正は、総会出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

第4章 補 則

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が企画委員会の了承を得て別に定める。

2 この規約に関する疑義については、会長の決するところによる。

附 則

1 昭和56年4月1日施行の「京都府立高等学校PTA規約」は廃止する。

2 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、役員に関する規約は、平成16年度の役員改正から適応する

3 この規約は、平成25年6月3日から改正施行する。

4 この規約は、平成26年4月1日から改正施行する。

5 この規約は、平成30年5月28日改正、同年4月1日から施行する。

(専門委員会)

第18条 専門委員会には指導委員会、文化教養委員会、保健委員会、広報委員会を置き、学級委員が分担して事業の執行に当たる。

(役員選考委員会)

第19条 役員選考委員会は、本部役員及び学年委員会をもって構成し、次年度本部役員及び会計監査の選出に当たる。

第3章 会 計

(経費)

第20条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は第1学期と第2学期に分けて徴収する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約改正)

第22条 この規約の改正は、総会出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

第4章 補 則

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が企画委員会の了承を得て別に定める。

2 この規約に関する疑義については、会長の決するところによる。

附 則

1 昭和56年4月1日施行の「京都府立高等学校PTA規約」は廃止する。

2 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、役員に関する規約は、平成16年度の役員改正から適応する

3 この規約は、平成25年6月3日から改正施行する。

4 この規約は、平成26年4月1日から改正施行する。

5 この規約は、平成30年5月28日改正、同年4月1日から施行する。

6 この規約は、令和元(2019)年5月29日改正、平成31(2019)年4月1日から施行する。